

令和元年度

# 第1回定期監査報告書

環 境 部

（環境政策課  
公園緑地課  
ごみ対策課  
資源化センター）

令和元年11月12日

多摩市監査委員



# 令和元年度第1回定期監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和元年度第1回定期監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和元年11月12日

多摩市監査委員 沢登 袈裟平  
多摩市監査委員 橋本 由美子

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

環境部〔環境政策課、公園緑地課、ごみ対策課、資源化センター〕

### 3 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年8月31日までの、財務に関する事務の執行及びその他関連事務事業全般について（国、都支出金等の関係文書並びに扶助費、補助金及び助成金に関しては、平成30年度執行分を含む。）

### 4 監査の期間

令和元年7月24日から令和元年11月11日まで

### 5 監査の観点

- (1) 収支の数値等に誤りがなく、正確に執行されているか
- (2) 財務及び事務全般は、法令等に従って適正に執行されているか
- (3) 効率的な予算執行が行われているか
- (4) 契約事務は、適正に行われているか
- (5) 補助金、助成金の交付等の事務処理は、適正に行われているか
- (6) チェック体制は、整備されているか

- (7) 財産物品等は、適切に管理されているか
- (8) 事務事業の執行にあたって市民福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか
- (9) 社会情勢や行政需要の変化への対応は、なされているか
- (10) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか
- (11) 組織は、簡素かつ合理的なものとなっているか
- (12) 各部局間の連携、整合性、総合性がとれ、公平性、信頼性が確保されているか

## 6 監査の方法

監査対象の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業管理について、前項に掲げた「監査の観点」に基づき、関係諸帳簿類、総合事務管理システムの財務会計及び文書管理データの確認、意見聴取等により監査を行った。

また、物品管理、現金及び郵券管理、個人情報取扱いについては、実地調査を行った。

備品台帳に登載されている監査対象の部署の物品は、令和元年8月31日現在、重要物品（取得価格又は評価額が50万円以上のもの）36品、一般物品483品の合計519品である。重要物品については、36品、一般物品については、120品をそれぞれ抽出し、合計156品を実地により調査を行った。抽出の条件は、重要物品のすべてを対象とし、一般物品は、課別に総数の10%程度又は30品程度とし、物品の種別が偏らないようにした。

## 第2 監査の結果

監査の結果、各事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善を要する事項が見受けられた。以下、改善を要する事項を中心に、各項目に分けて記述する。該当事案への対応に留まらず、今後の事務処理にあたっての留意点として、本監査結果を組織的に広く共有するとともに、継承し、活かしていただくことを期待する。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度、口頭で改善を求めた。

### 1 歳入歳出予算の執行について

#### (1) 契約事務について

ア 資源集団回収事業回収量管理業務委託及び特定分別基準適合物再商品化事業委託の契約締結伺において、特命随意契約で契約金額が130万円を超えているが、「多摩市契約事務規則」に定められた総務契約課長の合議を行っていない。（ごみ対策課、資源化センター）

イ 地球温暖化対策事業の燃料費について、予算額以上の金額で単価契約を締結していた。（環境政策課）

「多摩市契約事務規則」、「契約事務の手引」等を再度確認し、適正に事務処理をされたい。

## (2) 補助金事務について

ア 資源集団回収業者助成金、資源集団回収補助金、オフィスリサイクルシステム補助金について、年度当初に補助事業実施計画を策定しておらず、当該年度の補助事業の実施を決定する決裁が行われていなかった。また、各補助金等の要綱では、補助金の交付額は予算の範囲内で市長が定める額とするとしているが、補助金額(補助予定額)を決定する決裁も行われていなかった。(ごみ対策課)

イ 平成30年度住宅用創エネルギー・省エネルギー機器導入補助金について(環境政策課)

(ア) 二世帯(多世帯)住宅の補助金交付の取り扱いについて、補助金交付要綱に規定されていないかった。

(イ) 補助対象者を同種の補助金を過去5年間受けていないとしていること、補助対象機器の設置期間を約半年間に限定していることについて、補助金交付要綱等の規定の根拠が不明確であった。

(ウ) 補助対象機器を設置する住宅について、補助金交付要綱では、「自らが居住する住宅」と規定しており、さらに、「自らが所有する住宅」又は「自らが所有する住宅でない場合は、所有者から対象機器を設置することについて同意を得ているもの」と規定している。「居住」の確認は申請者に住民票を提出してもらい適正に行っていたが、「所有」の確認は行っていなかった。

「多摩市補助金等交付手続規則」、各補助金交付要綱及び補助金事務運用の手引きに基づき、適正に処理されたい。

## 2 文書事務及び事務決裁について

### (1) 文書事務について

ア 保存年限について

(ア) 国庫支出金、都支出金に関する文書について、「多摩市文書管理規程」では保存年限を10年と規定しているが、1年、3年、5年としているものがあつた。(環境政策課、公園緑地課)

(イ) 収入支出の証拠文書について、「多摩市文書管理規程」では保存年限を10年と規定しているが、1年、5年としているものがあつた。(環境政策課、公園緑地課)

イ 収受について

(ア) 契約に伴い徴した見積書等について、収受印が押されていないものが散見された。(公園緑地課、資源化センター)

(イ) 市立公園(施設)使用申請書について、収受印が押されておらず、文書管理システムによる記録も行われていなかった。(公園緑地課)

(ウ) 資源集団回収補助金について、資源集団回収実施団体から提出された「平成30年度

- 資源集団回収事業実施団体登録申請書」及び「同登録変更届」の全てに、收受印が押されておらず、文書管理システムによる記録も行われていなかった。(ごみ対策課)
- (エ) 補助金交付申請書について、文書管理システムによる記録、供覧が行われていなかった。(環境政策課)

ウ 公印について

都委託金の決算書等の提出文書について、公印を省略して提出していた。(環境政策課)

「多摩市文書管理規程」に基づき適正に処理されたい。

(2) 事務決裁について

ア 市立公園（施設）使用許可について、決裁を行っていなかった。また、使用料の減額について、減額の根拠や証拠書類の添付がなく、決裁を行っていなかった。許可等については、行政処分であるので「多摩市事務決裁規程」に基づき、適正に処理されたい。(公園緑地課)

イ 講習会等の講師謝礼について、講師謝礼の積算根拠を明確にし、金額を決定する決裁を行っていなかった。予算要求で認められた金額は、あくまで執行限度額であるので、執行にあたっては個別に決裁を行うよう改められたい。(公園緑地課)

ウ 国庫支出金の申請書等の決裁について、部長決裁ではなく課長決裁としていた。「多摩市事務決裁規程」に基づき適正に処理されたい。(公園緑地課)

3 物品の管理等について

(1) 物品について

平成24年度第1回定期監査で、「破損している移動式便所（重要物品）が、並木公園（関係者以外立ち入り禁止の場所ではあるが草むら）に置かれていた。補修等の適正な物品管理が行われていない。」と指摘し、措置状況では「一部破損しているため、修繕が必要であるが、災害時等に備え予備的に保管しています。今後、関係所管課と調整し所管替えを行うか、返納手続きを行います。」と報告を受けた。しかし、今回実地調査で確認したところ、前回と同様の状況であり、老朽化が進行していた。予備的な保管とのことであるが、措置状況に基づき、速やかに処理されたい。(公園緑地課)

(2) 公害測定室及び薬品庫について

平成24年度第1回定期監査で、「一部の測定計器類（重要物品）備品の設置場所が劣悪な環境にある。常時職員が詰めている場所ではないが、少なくとも空調設備の設置など観測データ処理を行う職員の職場環境及び物品の保管状況の改善を図られたい。」と指摘し、措置状況では「公害測定室は主に気象の連続観測と、別に倉庫が確保できないことから騒音計や振動計、啓発物品等の保管にも使用しています。職場環境の改善のための空調設備の設置等に

については、庁舎管理者との調整が必要であり、早期の改善は難しいものの、今後も引き続き、機器類の適正配置の検討や物品の整理整頓等、室内の有効活用に努めることとします。」と報告を受けた。しかし、今回実地調査で確認したところ、前回と同様の状況であった。また、隣室の「薬品庫」についても雨漏りで水たまりがあるなど劣悪な状況となっていたので、措置状況に基づき関係部署と調整し、改善されたい。(環境政策課)

### (3) 備品シールについて

実地調査を行ったところ、備品について、備品シールが貼付されていないものがあった。「多摩市物品規則」に基づき適正に管理されたい。(環境政策課)

## 4 現金等の管理について

### (1) 金庫での保管について

金庫内に公金以外の預金通帳、印鑑、キャッシュカードを保管しており、預金通帳には平成14年度のイベント実行委員会の残金が精算されずに残っていた。公金でないものは公金とは別に保管するよう徹底し、公金でないものであっても市からの補助金が原資になっていることから、精算等が必要な場合は速やかに処理されたい。(ごみ対策課)

### (2) 会計処理について

特別な理由により返還された廃棄物処理手数料(ごみ処理券)について、還付準備金から支出せず売上金から還付していた。「多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則」及び「多摩市会計事務規則」に基づき、適正に処理されたい。(ごみ対策課)

### (3) 収納金日報について

事業系ごみ処理手数料、家庭系ごみ処理手数料、粗大ごみ手数料、犬猫等死体処理手数料、市出版物売払代金の各収納金日報は作成されていたが、全ての収納金日報に課長の検印がなかった。「多摩市会計事務規則」に基づき、適正な事務を行われたい。(ごみ対策課)

### (4) ごみ袋等の在庫管理について

有料の各ごみ袋について、一部が施錠できない場所に保管されていた。また、各ごみ袋、ごみ処理券の在庫管理表を作成していたが、担当者、課長の確認印がなく、訂正箇所には訂正印がなかった。ごみ袋等も金券に相当するので、郵券等と同様に適正に管理されたい。(ごみ対策課)

## 5 個人情報の適正な管理について

個人情報を取り扱う業務委託の際には、契約書に「個人情報取扱特記事項」を添付し、これにより受託者は個人情報保護管理者を設置し市に報告しなければならないとしているが、報告されていない事例があった。「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人情報を適正に取扱われたい。(ごみ対策課)

### 第3 監査結果の総括

今回の監査を通じて、以下のとおり、総括的に意見を述べる。

職員がそれぞれの事務を適正に処理するため、各種マニュアル、手引書が整備されてきているが、今回の定期監査では、事務処理の基本事項の誤りが散見された。

不適切な事務処理は、市民の信頼を損なうことに繋がる。管理監督者の的確な指導・監督、職員一人ひとりの意識の向上や知識の習得はもとより、文書、会計、契約等の例規を所管する部署においても、全庁的に適正な事務執行が行われるよう、周知・指導等の徹底を図られたい。特に近年、ベテラン職員の退職による大きな世代交代の時期にあり、多くの新入職員が入庁していることから、事務や業務のノウハウ、知識の継承と確実な事務執行が必要となっている。

今監査での指摘事項については、監査対象部署だけの問題ではなく、組織全体で共有するとともに、各規程やマニュアルを再確認し、適正な事務処理を行われたい。

#### 1 補助金事務について

補助金の交付については、統一かつ効率的に処理し、予算執行の適正化を図るため、「多摩市補助金等交付手続規則」が制定され、これに基づき各要綱が定められ、補助金交付事務の流れや要点等をまとめた補助金事務運用の手引きが作成されている。今回の定期監査では、補助事業を開始する前に、事業の概要、目的、手法、対象等を明らかにし、補助金額（補助予定額）を決定するための補助事業実施計画が策定されていなかった事案が散見されたので、改めて同手引きを参考に策定されたい。

また、補助金交付は、負担付贈与契約といった性質を有しているため、改めて公益上の必要性を確認し、補助金交付要綱等について必要な改正を適宜行うとともに、審査手続きにおいても、公平性、透明性を確保し、適正に処理されたい。

#### 2 文書事務及び事務決裁について

行政活動は「文書事務に始まり、文書事務で終わる。」と言われている。「多摩市文書管理規程」では、事務の原則として「事務は、文書によって処理することを原則とする。」「文書事務は、文書管理システムにより行うことを原則とする。」「すべての事案の処理は、文書によることを原則とする。」と定めている。このように文書事務は、行政活動の根幹を成すものである。

しかしながら、今回の監査では、文書の收受、供覧、合議、決裁、確定、保管、保存といった一連の流れの各段階で、文書事務の基本原則、規程類に沿っていない事項が数多く見られた。一方で近年、情報公開請求や住民監査請求、住民訴訟が相次いでいるところであるが、ルールに則っていない文書や決裁であった場合には、これに対抗することができない。このため、文書事務及び事務決裁の重要性を改めて認識するとともに、公正で透明な市政の実現を図るためにも、各規程に基づき適正に処理をされたい。また、各所管での職場内研修や文書統括部署による実務研修等を実施するなど、文書を統制的に管理されたい。



### 3 現金の取扱い等について

現金の取扱いについては、そのリスクが重大であることから、厳正にかつ確実に処理することが求められ、「多摩市会計事務規則」、会計事務の手引き、現金等取扱いの手引きが整備されているが、今回の監査では、金庫での公金以外の保管、収納金日報の出納員確認、手数料の還付処理等の事務などで改善を要する事案が散見された。職員一人ひとりが公金及び準公金の取扱い、会計事務への理解をより一層深めるとともに、実務研修など、会計事務の適正を確保するため内部統制を充実されたい。

### 4 個人情報管理について

個人情報の管理については、過去の定期監査報告書でも意見を述べてきたが、今回の監査においても委託業務の契約書に添付した「個人情報取扱特記事項」第3条に定めた「個人情報保護管理者の設置と市への報告」がなされていない事例があった。一方、個人情報を伴わない業務委託に「個人情報取扱特記事項」を添付している事例も見受けられた。市民の基本的な人権の擁護と信頼される市政の実現を図るため、契約事務はもとより全ての事務執行において、個人情報を適正に取扱われたい。

## 第4 監査対象部課等の概要

### 1 環境部

#### (1) 主な事務（多摩市組織条例より）

- ア 環境の保全、回復及び創出に関すること。
- イ 公園及び緑化に関すること。
- ウ 廃棄物の処理、減量及び再利用に関すること。

#### (2) 課、係及び担当の事務分掌（多摩市組織規則より）

##### ア 環境政策課

##### （ア）環境政策担当

- ・循環型都市の推進に関すること。
- ・新エネルギー等の推進に関すること。
- ・地球温暖化対策及び省エネルギーの推進等に関すること。
- ・多摩しみどりと環境審議会に関すること。
- ・環境の保全等に関する基本的施策の企画及び総合調整に関すること。
- ・環境に関する基本計画及び報告書等の策定及び推進に関すること。
- ・自然環境の保全及び自然保護に関すること。
- ・環境市民団体との協働及び運営支援等に関すること。
- ・生活環境等の保全及び向上等に関すること。
- ・環境啓発に関すること。
- ・公害防止の対策並びに相談及び苦情に関すること。

- ・環境衛生の相談及び苦情に関すること。
- ・多摩市放射線対策会議及び空間放射線量測定に関すること。
- ・専用水道等の事務委託に関すること。
- ・部の総合調整並びに部及び課の庶務に関すること。
- ・部の他の課に属さないこと。

#### イ 資源循環推進担当課長

- ・環境部事務のうち新エネルギー関係施策並びにごみの減量及び資源の有効活用施策による低炭素・資源循環型都市の推進に関する事務を担当する。

#### ウ 公園緑地課

##### (ア) みどり担当

- ・公園、緑地等の計画及び調査に関すること。
- ・公園、緑地等の設計、施工及び監督に関すること。
- ・緑の保全及び回復に関すること。
- ・緑化の推進及び普及啓発に関すること。
- ・多摩市立グリーンライブセンターの管理運営に関すること。
- ・多摩市立都市緑化植物園に関すること。
- ・公園台帳の整備及び保管に関すること。
- ・公園、緑地等の使用又は占用の許可に関すること。
- ・公園、緑地等の施設の維持管理に関すること。
- ・公衆便所（公園施設内を除く。）に関すること。
- ・課の庶務に関すること。

#### エ ごみ対策課

##### (ア) 計画担当

- ・廃棄物処理基本計画に関すること。
- ・清掃事業の計画に関すること。
- ・資源化センターとの連絡調整に関すること。
- ・多摩市廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- ・東京たま広域資源循環組合に関すること。
- ・多摩ニュータウン環境組合に関すること。
- ・課の庶務に関すること。
- ・課の他の担当に属さないこと。

##### (イ) ごみ減量推進担当

- ・ごみの減量化、資源化に関すること。
- ・ごみ減量及び資源化意識の向上に関すること。
- ・廃棄物減量等推進員に関すること。
- ・多摩市エコショップ認定制度に関すること。
- ・資源集団回収に関すること。
- ・その他ごみの減量に関すること。

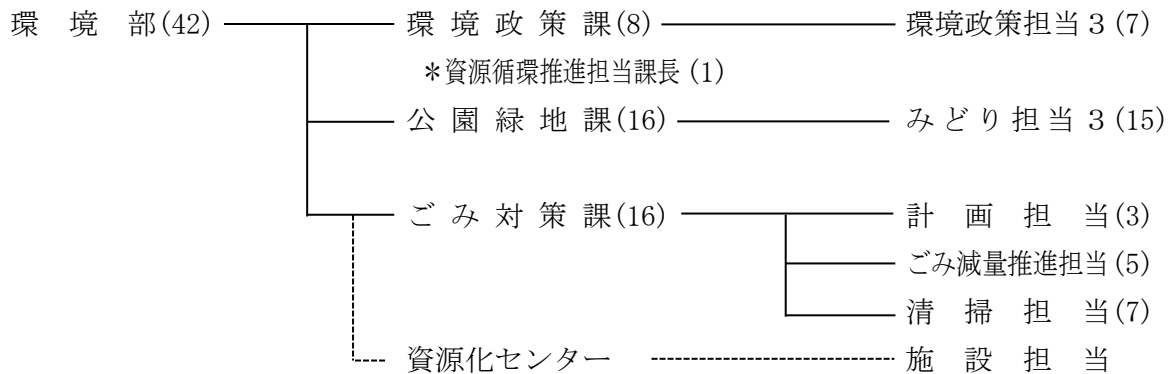
(ウ) 清掃担当

- ・ 廃棄物の収集運搬等に関すること。
- ・ し尿処理に関すること。
- ・ 清掃手数料の徴収に関すること。
- ・ 一般廃棄物処理事業の許可及び指導に関すること。
- ・ 動物の死体処理に関すること。
- ・ 一般廃棄物の排出指導に関すること。
- ・ 不法投棄に関すること。
- ・ 廃棄物保管場所の設置に関すること。

オ 資源化センター（「多摩市立資源化センター条例」より）

- ・ 資源物の選別、圧縮及び減容、こん包、保管等を行うこと。
- ・ ごみの減量化、資源化及び再利用を推進すること。
- ・ 市民及び市民団体の自主的なリサイクル活動を推進し、又は交流を行う場を提供すること。
- ・ 前に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 監査対象部課等の組織及び職員配置数（令和元年10月1日現在）



※ ( )内の数字は、常勤職員と再任用フルタイム職員の合計人数である。

※ 点線は、機関を表している。

※ 資源化センターは、ごみ対策課職員が兼務している。

※ 担当の後の数字は、担当の組織数であり、「担当3」であれば担当の係が3つあることを示す。

<参考資料>

歳入一覧

(予算現額は、当初予算、補正予算を反映している)

(令和元年8月末日現在) 単位：円

所属課名	項又は目名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額
環境政策課	手数料	工場設置・変更認可手数料	16,000	0	0
	都委託金	公害対策費委託金	23,244,000	0	0
	財産運用収入	建物貸付料	608,000	612,572	612,572
	雑入	みどり東京・温暖化防止プロジェクト市町村助成金	1,000,000	1,000,000	1,000,000
		一般財団法人日本地区センター研究活動等支援金	100,000	100,000	100,000
		クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金	0	150,000	150,000
小計			24,968,000	1,862,572	1,862,572
公園緑地課	使用料	公共施設撮影使用料	1,266,000	332,250	490,500
		公園占用料	11,495,000	0	0
		公園内行為使用料	4,000	0	0
		公園施設使用料	159,000	80,400	82,440
		自動販売機設置使用料	462,000	462,000	462,000
		公園駐車場使用料	712,000	712,990	712,990
	手数料	諸証明手数料	1,000	0	0
	国庫補助金	社会資本整備総合交付金	55,000,000	0	0
	財産運用収入	緑化基金利子	496,000	0	0
	繰越金	前年度繰越金	0	94,641,640	94,641,640
	雑入	光熱水費使用料	747,000	0	0
		緑の募金事業交付金	100,000	11,600	11,600
	市債	多摩東公園改修工事事業債	36,000,000	0	0
小計			106,442,000	96,240,880	96,401,170

所属課名	項又は目名称	名 称	予算現額	調定額	収入済額
ごみ対策課	手数料	ごみ処理手数料	275,307,000	70,060,150	70,059,400
		し尿処理手数料	5,095,000	1,745,500	1,460,132
		一般廃棄物処理業許可申請手数料	210,000	0	0
		犬猫等死体処理手数料	655,000	240,000	270,000
		事業系ごみ処理手数料	19,880,000	6,368,300	5,877,714
		粗大ごみ処理手数料	30,730,000	10,414,600	8,934,048
		浄化槽清掃業許可申請手数料	30,000	0	0
		家庭系ごみ処理手数料	277,413,000	89,939,448	72,654,068
		境界証明等手数料	1,000	0	0
	雑入	市出版物売払代金	90,000	34,200	38,700
		ペットボトル等有償入札拠出受入金	16,100,000	0	0
		広告掲載料	540,000	0	0
		資源物売払代金	69,300,000	23,545,537	17,938,765
		プラスチック等再商品合理化分配金	1,000	0	0
		拾得物受取り金	1,000	0	0
		小計	695,353,000	202,347,735	177,232,827
資源化センター	使用料	電柱用地使用料	6,000	6,840	6,840
		資源化センター多目的ホール等使用料	1,000	0	0
		自動販売機設置使用料	66,000	66,000	66,000
	雑入	公衆電話取扱手数料	1,000	0	0
		光熱水費使用料	28,000	6,000	6,000
		公共施設駐車料	960,000	386,000	386,000
	市債	資源化センター設備改修工事事業債	232,000,000	0	0
資源化センタープラント設備改修工事事業債		238,000,000	0	0	
	小計	471,062,000	464,840	464,840	
	合計	1,297,825,000	300,916,027	275,961,409	

### 事業別歳出一覧

(予算現額は、当初予算額、補正予算額、予算流用、予備費充当、事故繰越額を含む)

(令和元年8月末日現在) 単位：円

所属課名	事業名	予算現額	支出負担行為額	執行額
環境政策課	環境保全啓発事業	3,872,000	212,742	212,742
	多摩市みどりと環境審議会運営経費	989,000	185,612	185,612
	地球温暖化対策事業	9,376,000	4,578,914	1,088,636
	公害対策事業	19,570,000	1,216,872	101,682
	小計	33,807,000	6,194,140	1,588,672
公園緑地課	公衆便所管理経費	9,981,000	5,420,093	1,963,229
	公園管理経費	642,163,000	516,775,293	205,239,613
	公園整備事業	504,976,640	404,159,020	196,745,280
	みどりの保全育成事業	8,187,000	4,609,524	179,706
	グリーンライブセンター管理運営経費	20,774,000	17,395,537	6,194,094
	災害復旧費	1,000	0	0
	小計	1,186,082,640	948,359,467	410,321,922
ごみ対策課	清掃事務経費	5,048,000	352,585	148,095
	廃棄物減量等推進審議会経費	800,000	330,624	285,912
	塵芥収集事業	918,001,000	818,110,394	288,892,290
	一部事務組合負担金	1,025,582,000	345,516,000	345,516,000
	ごみ減量化推進事業	57,312,000	8,716,365	3,356,880
	収集機材管理事業	5,544,000	3,068,265	2,655,529
	し尿処理事業	17,609,000	11,026,274	5,894,038
	小計	2,029,896,000	1,187,120,507	646,748,744
資源化センター	資源化センター管理運営事業	958,827,000	862,545,063	215,336,708
	小計	958,827,000	862,545,063	215,336,708
合計		4,208,612,640	3,004,219,177	1,273,996,046

### 仮払金一覧表

(令和元年8月末日現在) 単位：円

所管課名	金額	時間外保管場所	備考
ごみ対策課	15,000	手提げ金庫をごみ対策課耐火金庫に保管	処理手数料等収納用つり銭